

創業

のための融資を受けた方へ

八戸市【創業融資利子補給制度】のご案内

利率1%分を
3年間補助します。

創業をお考えの方や開業間もない方を対象に、
日本政策金融公庫八戸支店の新規開業者向け融資
の借入金に係る支払利子額の利率1%分を
3年間補助します。

■補給者／八戸市 ■業務受託者／八戸商工会議所



利用できる方

八戸商工会議所の指導を受けて、日本政策金融公庫八戸支店から創業に係る融資を、平成27年4月1日以降に受けた中小企業者。

個人▶ 八戸市内に住所を有する方で、
八戸市内で営業を開始する方 または 八戸市内で創業後1年以内の方

法人▶ 八戸市内に登録をしている法人で、
八戸市内で営業を開始する法人 または 八戸市内で創業後1年以内の法人

※市税を滞納されている方はご利用できません。

利子補給の額

- 補給対象融資額／500万円以内
- 毎年1月1日から12月31日までの間に、日本政策金融公庫八戸支店へ支払った利子額のうち借入利率1%に相当する額

※但し、平成27年度は4月1日から同年12月31日までとなります。

※返済遅延により加算された延滞利息は対象外となります。

※借入利率1%未満の場合は、支払利息に相当する額となります。

※100円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨てとなります。

利子補給金の交付対象となる期間

約定利息支払いの1回目から36回目まで。